

# 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する 条例及び同条例施行規則の運用について

令和8年 月改訂

茅ヶ崎市  
くらし安心部市民自治推進課

# 目次

はじめに	… 1
茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例	… 3
茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則	… 5
茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則	… 6
コミュニティの認定について	
1 認定について	… 8
2 基準について	… 9
3 認定の手続きについて	… 20
4 認定コミュニティとしての必要な手続き等について	… 22
5 構成員にならない自治会に対する市の対応	… 22

## はじめに

### 新たな地域コミュニティの取り組みについて

少子高齢化の進行や生活様式の変化に伴い、コミュニティの基盤となっている地域への愛着や帰属意識の希薄化、多様化する地域課題への対応がますます難しくなっている社会的背景を踏まえ、本市では平成24年度より、新たな地域コミュニティ（まちぢから協議会）の取り組みを進めてきました。

本市に限らず人口減少と人口減少に伴う経済・産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少し、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれます。

財政状況は、ますます厳しくなることが予想され、これまでどおりの市内一律・画一的な行政サービスの維持が困難となることから、各地区の特性や様々な課題等に即した対応が求められます。

さらに、持続可能な自治体、それを支える持続可能な地域を目指すことが求められており、地域と行政が一緒になって考え、課題解決等に資するそれぞれの地域に集中した政策の展開が必要であると考えられます。

また、自治会加入率は年々低下傾向にあり、自治会役員の担い手不足や自治会員の高齢化が進んでいることから、従来自治会が担っていた災害に強い地域づくりや、一人暮らし高齢者や子育て世代が安心して暮らせる環境づくりに関わる取り組みなどを継続していくためには、地域住民や地域で活動する団体などが積極的に連携し、協力していく必要性が高まっています。

### 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例について

モデル事業をとおして、市ではまちぢから協議会の活動を支援するとともに、新たな地域コミュニティの取り組みが地域にとってより有益な活動として持続していくための方策について検証を行ってきました。

協議会は、地域住民の皆さんが関わることができ、地域全体のまちづくりに取り組む、地域における総合性を持った組織です。この協議会を中心とした新たな地域コミュニティの取り組みを推進するためには、協議会が地域住民の声を反映する組織として継続的に活動することが重要です。そのため、市として協議会の活動を支援することの義務付けを行うため、平成27年9月に「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を制定しました。

### 条例の一部改正について（令和8年4月施行）

地域住民に最も身近なコミュニティ組織である自治会が中心的な存在となつて、地域の各種団体や住民と連携してまちぢから協議会を立ち上げ、市民の自由な意思のもと活動を進めていくことが地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりの推進に繋がることから、当初の条例（平成28年4月施行）では、「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていること（第2条第2項第2号）」を認定基準として規定していました。そのため、全ての自治会が構成員にならなかった場合、認定が取り消しとなり、まちぢから協議会の活動が停滞する恐れがありました。

そのような状況を踏まえ、将来に渡り、まちぢから協議会の活動を継続し、引き続き市民主体のまちづくりを推進できるよう、第2条第2項第2号の認定基準について、令和8年3月に改正を行いました。

## 条例の運用について

本条例は、地域において公益（不特定かつ多数の人たちの利益）の増進のために活動するコミュニティの認定に関する事項や、コミュニティによる地域での活動を促進するために必要な事項を定め、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

ポイントとしては、市長がコミュニティを認定すること、認定を受けたコミュニティに対して市長が財政的支援をすること等となっています。

本書は、こうした条例のポイントを解説するとともに、まちぢから協議会に関わる方をはじめ、地域住民の皆様が、本条例に基づく活動を行っていただくにあたっての手引書として活用していただくために作成したものです。

## 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域において公益を増進するために活動するコミュニティ（茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第25条第1項に規定するコミュニティをいう。以下同じ。）の認定その他コミュニティによる地域における公益を増進するための活動を促進するために必要な事項を定めることにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(認定)

第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。

2 市長は、前項の認定（以下「認定」という。）を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。

(1) 市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域（以下「認定区域」という。）において主として活動するものであって、公益を増進するために活動することを主たる目的とするものであること。

(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全て（市長が特に認めた場合にあつては、その相当数）が、現に構成員となっているものであること。

(3) 認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域において主として活動するコミュニティであって、規則で定めるものが、現に構成員となっているものであること。

(4) 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。

(5) 活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。

(6) 民主的に運営されているものであること。

(7) 目的、名称、主として活動する区域その他規則で定める事項を規約で定めているものであること。

(8) 次のいずれかに該当する事業を行わないものであること。

ア 営利を目的とする事業

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(欠格事由)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するコミュニティは、認定を受けることができない。

(1) その役員（代表者を含む。）のうちに、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5

号) 第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に該当する者があるもの

(2) 暴力団員等がその活動を支配するもの

(認定コミュニティに対する支援)

第4条 市長は、認定を受けたコミュニティ(以下「認定コミュニティ」という。)に対し、地域における公益を増進するための活動に必要な資金に充てるための助成金を交付するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、認定コミュニティに対し、助言、情報の提供その他の地域における公益を増進するための活動に資する支援を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 認定コミュニティは、規約、構成員その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(書類の提出)

第6条 認定コミュニティは、毎年度、次に掲げる書類を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

(1) 前年度の活動報告書及び収支決算書

(2) 当該年度の活動計画書及び収支予算書

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定コミュニティが、次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(4) 認定コミュニティから認定の取消しの申請があったとき。

(地域コミュニティ審議会への諮問)

第8条 市長は、次に掲げる場合には、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会(茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会をいう。)に諮問しなければならない。

(1) 認定の申請に対する処分をしようとする場合(茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年茅ヶ崎市条例第2号)第6条の規定に基づき認定を拒否する場合を除く。)

(2) 前条の規定による認定の取消しをしようとする場合(認定コミュニティが同条第2号又は第4号のいずれかに該当するものである場合を除く。)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和8年条例第10号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 条例第2条第1項の認定（以下「認定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してしなければならない。

- (1) 名称及び代表者の氏名
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 主として活動する区域

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の基準)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定めるコミュニティは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ

2 条例第2条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 代表者に関する事項
- (3) 会議に関する事項

(認定の通知)

第4条 市長は、認定の申請があった場合において、認定をするときはその旨を、認定をしないときはその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、役員（代表者を含む。）の氏名とする。

(書類の提出)

第6条 条例第6条の規定による書類の提出は、5月20日までにしなければならない。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 認定コミュニティ（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第43号）第4条第1項に規定する認定コミュニティをいう。）による公益を増進するための活動及びこれに対する支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。
- (2) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第1項の認定及び同条例第7条の規定による認定の取消しにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
  - (2) 市民活動を行う団体の代表者
  - (3) 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体の代表者
  - (4) 事業者の代表者
  - (5) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、くらし安心部市民自治推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定による審議会の委員の委嘱のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## コミュニティの認定について

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例においては、地域社会の健全な発展に寄与するため、地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、一定の基準に適合するものは、市長の認定を受けることができることとしています。

同条例においては、8つの基準を設定しており、地域において公益を増進するために活動するコミュニティが認定を申請する際には、基準の内容を適切に解釈して対応していただけるようにしていただく必要がありますので、条例におけるそれぞれの規定の解釈と、基準に適合するための具体的な要件を説明します。

### 1 認定について

(認定)

第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。

2 市長は、前項の認定（以下「認定」という。）を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。

#### 【条文の趣旨】

地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、一定の基準の全てに適合するコミュニティは、市長の認定を受けることができるとする規定です。

認定を受けようとするコミュニティは、市長への申請が必要となります。申請があった場合、市長は、当該コミュニティが地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、かつ一定の基準に適合するかを審査し、申請に対する処分を行います。なお、申請に対する処分を行う場合は、条例第8条に規定している地域コミュニティ審議会に諮問することとしています。

#### 【解説】

\* 「地域において公益を増進するために活動する」とは？

⇒ 各地域の住民や自治会等、地区社会福祉協議会、NPO、事業者などの市民が地域における様々な課題を解決する力である地域力を向上するためには、不特定かつ多数のものの利益である公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要であることから、こうした活動を促進し、市民主体のまちづくりを推進することです。

## 2 基準について

### (1) 区域

(1) 市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域（以下「認定区域」という。）において主として活動するものであって、公益を増進するために活動することを主たる目的とするものであること。

#### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域において主として活動するものであることが必要です。

#### 【解 説】

\* 「市長が別に定める区域」とは？

⇒ 茅ヶ崎市では、古くからかつての町・村域をベースとした地区自治会連合会の区域での活動が盛んに行われてきました。また、地区自治会連合会の区域を範囲として、地域課題の解決に向けた様々な取り組みがすでに行われています。

住民同士の連携や顔の見える関係づくり、共助の取り組みは、より住民に身近な地域で取り組まれる必要があります。一方で、顔の見える関係づくりや団体・住民同士の連携を図り、さらには地域の課題の発見や解決につなげる地域力の向上のための取り組みを行うためには、人材、拠点、財源など、様々な地域資源が必要となってきます。

こうしたことから、市長が別に定める区域とは、モデル事業においても取り組みが進められた地区自治会連合会の区域とし、市長が告示しています。

\* 「主として活動するもの」とは？

⇒ 地域において公益を増進するために活動するコミュニティには、様々な分野で活動する団体が参画しています。そうした団体の活動区域は、必ずしも市長が告示した区域と一致するとは限りませんが、当該区域において主として活動するものとしています。

#### 【基準に適合するための要件】

- ① コミュニティの規約に、主として活動する区域が規定されていること。
- ② 当該区域が市長が告示した区域のうちいずれかの区域になっていること。

## (2) 構成（自治会）

(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全て（市長が特に認めた場合にあつては、その相当数）が、現に構成員となっているものであること。

### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、原則、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていることが必要です。ただし、市長が特に認めた場合にあつては、その相当数が構成員になっていることで、基準に適合しているものとします。

### 【解 説】

\* 「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」とは？

⇒ 自治会等や地区社会福祉協議会といった地域住民で構成され、地域で活動する各種団体を指しています。なお、目的別に活動しているNPOであっても、その構成が地域住民を中心とした組織となっていれば「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」として解釈できます。

\* 「当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし」とは？

⇒ ①住民相互の連絡、②環境の整備、③集会施設の維持管理については、住民の親睦を図り、住みよい生活環境を作り、住民が集う施設（自治会館等）の維持管理を指し、こうした良好な地域社会を維持したり形成したりするために、地域での共同活動を行うこととしている団体を指しており、こうした目的を持っている団体は、自治会となります。

\* 「当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるもの」とは？

⇒ 認定区域に住所を有する人の誰もが構成員となることができる団体であることを意味しています。

上記の3つの内容を言い換えると、認定区域の中の一定の区域で活動する団体のうち、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としており、区域内の誰もが構成員となることができるものとなります。これらを満たした組織は、自治会であるため、「認定区域内で活動する自治会の全て（市長が特に認めた場合にあつては、その相当数）が現に構成員になっていること」を意味しています。

\* 「市長が特に認めた場合」とは？

⇒ 全ての自治会が構成員にならない場合においても、全ての自治会が構成員になる場合と同様に、

各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が構築されていると市長が認めた場合を意味しています。

\* 「その相当数」とは？

⇒ コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制を構築するために必要となる自治会の数を意味しています。コミュニティ毎に認定区域の規模や自治会数が異なるため、一律の基準ではなく「相当数」としています。

\* 自治会は地域住民に最も身近な組織であり、認定区域内の各種団体や地域住民と連携して、コミュニティの活動が行われることが理想であることから、認定区域内で活動する自治会の全てが構成員となることを原則としています。なお、構成員になるか否かは、当該自治会の実情を踏まえ、自らが自由な意思に基づいて判断するものであることから、強制するものではありません。

#### 【基準に適合するための要件】

- ① コミュニティの規約に、認定区域内で活動する自治会のうち構成員となる自治会が規定されていること。
- ② 構成員の一覧を記載した名簿等を有しており、規約に定める認定区域内で活動する自治会のうち構成員となる自治会が現に構成員となっていることが明確であること。
- ③ 認定区域内で活動する全ての自治会のうち、構成員とならない自治会がある場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確であること。

※構成員とならない自治会がある場合には、その理由等を確認した上で、丁寧な意見交換を重ね、当該協議会の趣旨、目的を共有し、加入促進を行う必要があります。また、当該協議会の活動等に賛同が得られるよう、継続的に連携を図っていく必要があります。

※体制の例としては、認定区域内で活動する自治会の全てが出席している任意の会議や会議録等の書面により、構成員になっていない自治会と地域課題を共有した上で、構成員になっていない自治会の区域も含めて、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティが抱える課題の解決に向け、活動が行われる見込みがある場合等が想定されます。地域課題の具体的な共有方法や、各種団体や地域住民との連携・補完の方法については、コミュニティ毎に様々なやり方が想定されますが、客観的に適切と判断される手法の提示が必要となります。

### (3) 構成（団体）

(3) 認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域において主として活動するコミュニティであって、規則で定めるものが、現に構成員となっているものであること。

#### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、認定区域等で活動するコミュニティのうち、規則で定めるものが構成員になっていることが必要です。

#### 【解 説】

\* 「認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域」とは？

⇒ 地域で活動する各種団体は、それぞれが独自の活動範囲を有していることから、認定区域と活動範囲が完全に一致しない場合であっても、最も関わりの深い認定区域の活動に参加できるよう、「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」で主として活動するコミュニティとしています。

\* 「規則で定めるもの」とは？

⇒ 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則」第3条第1項に次のとおり、「認定の基準」が規定されています。

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定めるコミュニティは、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ

「(1) 地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ」は、地域福祉に取り組んでいる団体を指しており、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会等が該当します。

「(2) 文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ」は、文化、芸術、スポーツの分野で活動している団体を指しており、地区体育振興会等が代表的なものです。

「(3) 児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ」は、児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組んでいる団体を指しており、地区青少年育成推進協議会、PTA、子ども会等が該当します。

#### 【基準に適合するための要件】

- ① コミュニティの規約に、「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」内で活動する「地域福祉に取り組む団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等）」、「文化、芸術又はスポーツの振興に取り組む団体（地区体育振興会等）」、「児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組む団体（地区青少年育成推進協議会、PTA等）」

のいずれもが構成員となることが規定されていること。

- ② 名簿等の構成員の一覧を記載した書類を有しており、当該書類により「認定区域」又は「認定区域及びその周辺の区域」もしくは「認定区域の一部及びその周辺の区域」内で活動する「地域福祉に取り組む団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等）」、「文化、芸術又はスポーツの振興に取り組む団体（地区体育振興会等）」、「児童の健全育成や青少年の健全育成に取り組む団体（地区青少年育成推進協議会、PTA等）」のいずれもが構成員となっていることが明確であること。

#### (4) 公募の委員の参加

(4) 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。

#### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、地域住民に開かれた場である必要があることから、コミュニティの重要事項の決定に認定区域に住所を有する住民が公募によって関われることが必要です。

#### 【解説】

\* 「重要事項の決定」とは？

⇒ 市長が認定するコミュニティの組織や運営等についての方針を定めることです。

\* 「関与する者」とは？

⇒ 市長が認定するコミュニティの組織や運営等についての方針を決定する場である運営委員会等といった組織に関わる人のことです。つまり、運営委員会等の構成員を指しています。

上記の2つの要件から、コミュニティの運営委員会等に公募の住民が関わっているものであることとなります。

公募の住民については、市長が認定するコミュニティの活動目的に賛同し、自らの意思でその活動に参加することとなります。そのため、公募の住民の参加については、住民個人の考えに委ねるところとなり、必ずしも市長が認定するコミュニティの全てにおいて公募の住民の参加があるとは限りません。

しかしながら、コミュニティの開放性や透明性を確保し、少数者の意見も傾聴するためには、重要事項の決定に公募の住民が関与できることが重要であることから、公募の住民が参加していること、公募の住民の参加を呼び掛けるための取り組みを現に行っていること、又は今後行う予定であることが必要となります。

#### 【基準に適合するための要件】

- ① コミュニティの規約に、公募の住民が構成員となることが規定されていること。
- ② 公募の住民が参加していること、公募の住民の参加のために現に募集を行っていること、又は今後行う予定であること。

## (5) 個人の参加

(5) 活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。

### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、地域住民に開かれた場である必要があることから、コミュニティの活動に認定区域内に住所を有するすべての住民が参加できることが必要です。

### 【解 説】

\* 「活動の一環として行われる事業」とは？

⇒ 新たな地域コミュニティの取り組みのモデル事業をとおして、コミュニティは協議の場として活動をしてきました。そのため、話し合いの場づくりや話し合いの結果行われる事業などを意味しています。

### 【基準に適合するための要件】

- ① コミュニティの規約に、認定区域内に住所を有する住民がコミュニティの活動又は事業に参加できることが規定されていること。具体的には、地域住民の誰もが参加できる話し合いの場である部会等を設置していることなどです。
- ② 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる活動又は事業が行われていること。

## (6) 民主的

(6) 民主的に運営されているものであること。

### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、組織の運営や合意形成が民主的に行われることが必要です。

### 【解 説】

\* 「民主的」とは？

⇒ コミュニティに関わりのある人たちの考えに基づいて物事が決められていくことを意味しています。つまり、原則、全ての自治会、地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ、公募の住民等の平等が尊重された中で、コミュニティの組織運営や合意形成がなされることとなります。

また、コミュニティは、地域住民や事業者等の多様な意見や要望を踏まえ組織運営を行う必要があることから、地域住民等に対し、活動を周知することができる体制や、意見等を聴取することができる体制の構築が求められます。

### 【基準に適合するための要件】

- ① コミュニティの規約に、コミュニティに関わりのあるものが平等に扱われ、自由な意見交換により組織が運営され、多数決等客観的に民主的と判断できる手法により方針等の合意が図られることが規定されていること。
- ② 活動計画書等で、地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制（ホームページ、広報紙等）や、意見や要望を聴取する体制（目安箱の設置、ホームページの意見募集フォーム等）が構築されていることが明確であること。

## (7) 規約

(7) 目的、名称、主として活動する区域その他規則で定める事項を規約で定めているものであること。

### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、目的、名称、主として活動する区域等の地域において公益を増進するために活動するコミュニティとして基本的に定めるべき事項を規約で定めていることが必要です。

### 【解 説】

\* 「目的」とは？

⇒ 地域において公益を増進するための活動を行っていることが判断できるものを意味しています。

\* 「その他規則で定める事項」とは？

⇒ 「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則」第3条第2項に次のとおり、「認定の基準」が規定されています。

2 条例第2条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 代表者に関する事項
- (3) 会議に関する事項

「(1) 主たる事務所」は、コミュニティとして一つに限って設けられたものを言い、この所在地が、当該コミュニティの住所となります。

「(2) 代表者に関する事項」は、コミュニティとしての活動を行う上では、一人の代表者を置くことが必要であることから、コミュニティに代表者が置かれていること、代表者の選任方法及び職務等が規定されていることを指しています。

「(3) 会議に関する事項」は、総会や役員会等、コミュニティで行われる会議に関することが規定されていることを指しています。

### 【基準に適合するための要件】

- ① コミュニティの規約に、「目的」「名称」「主として活動する区域」「主たる事務所の所在地」「代表者に関する事項」「会議に関する事項」が規定されていること。

## (8) 活動内容

(8) 次のいずれかに該当する事業を行わないものであること。

ア 営利を目的とする事業

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

### 【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、営利を目的とする事業、宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業、特定の公職の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業を行わないことが必要です。

### 【解 説】

\* 「営利を目的とする事業」とは？

⇒ 専ら営利を目的とするもので、物品等の販売や賃貸を行い、その利益を構成員等が分配するものを指します。そのため、コミュニティが、自らの運営や事業を実施するために必要となる経費を得るために、当該コミュニティが主として活動する区域の地域資源を生かし、創意工夫により活動するものについては、専ら営利を目的とするものとは考えられません。コミュニティが持続可能な組織として活動するためには、自主財源の確保が重要なことから、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスのような形で事業を展開することは推進されるべきと考えられます。また、運営や事業実施にあたり、労働の対価として得られる報酬、謝礼、賃金等についても営利には該当しません。

\* 「宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業」とは？

⇒ 「宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」を主たる目的とするものでなければ行うことも可能です。

\* 「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業」とは？

⇒ 「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」を主たる目的とするものでなければ行うことも可能です。

\* 「特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業」とは？

⇒ 「特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候

補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること」が主たる目的でなくとも行うことができません。

**【基準に適合するための要件】**

- ① コミュニティの規約から、営利を目的とする事業等を行わないものであることが読み取れること。
- ② 毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であること。

### 3 認定の手続きについて

#### (1) コミュニティでの準備 ～ 市への申請

市長の認定を受けようとするコミュニティは、次の流れに沿って申請に向けた準備を行う必要があります。

① コミュニティで市長の認定を受けるための申請をすることの合意形成をする。

※ 認定区域内で活動する自治会の全てが構成員にならない場合は、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制を構築することが必要となるため、各種団体や地域住民と連携・補完し合うことについて、コミュニティでの合意形成が必要です。(条例第2条第2項第2号)

※ コミュニティの規約の定めるところにより、運営委員会や役員会等での意思決定が必要です。



② 現行のコミュニティの規約等が、本資料に記載の「基準に適合するための要件」に合致しているかを検証する。



③ ②の検証の結果、コミュニティで規約の見直しや各種取り組み等を行う場合には、その内容についてコミュニティでの合意形成を行う。



④ 市長の認定を受けるための申請に必要な申請書等の内容について、コミュニティでの合意形成を行う。



⑤ 市へ申請を行う。

## (2) 市での審査 ～ コミュニティへの通知

市がコミュニティからの申請を受理した場合には、次の流れに沿って審査を行い、その結果を申請団体に通知します。なお、申請に対する処分を行うに当たっては、条例第2条第2項各号の基準に従い判断します。正当性・公正性をより担保するために、中立的な立場で総合的に判断する必要があることから、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会に諮問し、答申を踏まえ、最終的に市長が認定の可否を決定します。

① コミュニティからの申請書等を受理する。



② 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催し、当該申請に対する処分についての諮問を行う。



③ 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会からの答申を受ける。



④ 当該申請に対する処分（認定の可否）について、市長が決定を行う。



⑤ 申請に対する処分の内容について、申請団体に対し通知をする。

#### 4 認定コミュニティとしての必要な手続き等について

認定コミュニティが条例で定める基準を満たしているかを常に確認し、コミュニティの運営が適切かつ公平に行われているかを確認するためには、変更が生じた場合の変更の手続きと、毎年度の必要書類の提出の手続きが必要となります。

なお、毎年度の必要書類の提出を受け、新たな地域コミュニティの取り組みが地域において有益かつ有効に行われているのか、市長は、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会に諮問し、同審議会がコミュニティの体制や活動状況等について調査審議し、市長に答申します。

(変更の届出)

第5条 認定コミュニティは、規約、構成員その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(書類の提出)

第6条 認定コミュニティは、毎年度、次に掲げる書類を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の活動報告書及び収支決算書
- (2) 当該年度の活動計画書及び収支予算書
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 5 構成員にならない自治会に対する市の対応

認定区域で活動する全ての自治会がまちぢから協議会の構成員となることを原則としています。

市は、構成員にならない自治会があることを把握した場合には、当該自治会に対し、構成員にならない理由を確認した上で、まちぢから協議会の制度や目的について説明し、自治会側の意思を尊重しながら、加入促進に努めます。

また、個別の課題により当該自治会の加入が難しい場合は、課題解消が図られるよう助言等を行います。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について

令和8年（2026年） 月 改訂

発行 茅ヶ崎市 編集 暮らし安心部市民自治推進課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL 0467-81-7126（直通）

FAX 0467-87-8118

ホームページ：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>